

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

第19回飯能市地域公共交通対策協議会において、下記事項に関し、協議が
調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

資料 2-1、資料 2-2 のとおり

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

資料 2-1、資料 2-2 のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

資料 3-1、資料 3-2 のとおり

令和4年7月 日

飯能市地域公共交通対策協議会

会長 飯能市長 新井重治